

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

東京都認知症施策推進計画中間まとめ（案）

計画の考え方

計画の概要

- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を基本としつつ、東京都の実情に即して策定
- ・令和7年度から令和11年度までの5年間の計画
- ・東京都の認知症施策の推進に関連する他の計画と調和を保ちつつ策定

計画の理念

認知症があってもなくても都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

5つの重点目標

【共生】

① 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進

② 認知症のある人も含めた都民一人一人が安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり

③ 認知症のある人・家族等に対する適切な支援

【治療・ケア】

④ 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実

【研究】

⑤ 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

重点目標を推進するための基本的施策

1 認知症のある人に関する都民の理解の増進等

2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等

4 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護

5 相談体制の整備等

6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援

7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

8 研究等の推進等

区認知症施策の検討について

【区市町村の認知症施策推進計画（努力義務）】

認知症基本法第13条

国が策定する「認知症施策推進基本計画」と、都道府県が策定する「認知症施策推進計画」を基本として策定すること。

【練馬区認知症施策推進計画】

第10期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定に合わせ、同計画内に包含する形で策定

【計画策定にあたって】

認知症の方および家族の意見を施策に反映
認知症専門部会での検討

区認知症施策の検討について

○東京都認知症施策推進計画（案）の基本的施策項目と区認知症関連事業について

	基本的施策	主な区事業
1	都民の理解	認知症サポーター養成講座 N-impro 認知症月間イベント
2	バリアフリー化	認知症サポーター養成講座 N-impro（再掲） 認知症高齢者位置情報サービス
3	社会参加	チームオレンジ活動
4	意思決定支援・権利擁護	成年後見制度 ACP、終活
5	相談体制の整備	医療と介護の相談窓口 介護なんでも電話相談、介護相談・交流カフェ
6	早期の気づき、早期診断・早期支援	もの忘れ検診 認知症予防プログラム 聞こえのコミュニケーション支援事業
7	保健医療・福祉サービスの提供	認知症疾患医療センター・順天堂練馬病院との連携 多職種連携会議
8	研究	認知症疾患医療センター・順天堂練馬病院との連携 （再掲）

区認知症施策の検討について

○令和 7 年度 認知症施策検討のスケジュールについて

令和 7 年度	4 月 ~ 5 月	本人ミーティング・介護家族の会など 認知症本人・家族との意見交換
	5 月 ~ 6 月 (予定)	第 1 回認知症専門部会
	7 月 ~ 9 月	本人ミーティング・介護家族の会など 認知症本人・家族との意見交換
	10 月 ~ 11 月 (予定)	第 2 回認知症専門部会
	1 月 ~ 2 月 (予定)	第 3 回認知症専門部会